

# 福井県学校生協組合員証兼ゴールドカード 年会費のご案内

本人会員・家族会員ともに無料

2025年12月9日改定

## 福井県学校生協組合員証兼ゴールドカード 会員特約

### 第1条(会員)

本カードの会員は、福井県学校生活協同組合(以下「委託先」と称します。)と株式会社福井カード(以下「当社」と称します。)が定めた本特約および当社が定めた会員規約を承認のうえ、入会を申込み、当社が入会を承認した方をいいます。

### 第2条(カードの発行)

当社は会員に対し、「福井県学校生協組合員証兼ゴールドカード」を発行し、委託先は自己の責任において、会員に対し委託先所定のサービスを付与します。

### 第3条(カードの返却)

以下の理由が生じ、当社が必要と認めたときは、会員は当社の求めに応じ、本カードを返却するものとします。この場合、当社が必要と認めたときは、あらためて所定のカードを発行するものとします。

(1)委託先の会員たる資格を失う等、委託先から特に申し出があった場合

(2)当社と委託先との提携契約が解消された場合

### 第4条(年会費)

会員は、本カードについては、年会費を免除されるものとします。

### 第5条(個人情報提供・利用に関する同意)

本条は、個人情報の取扱いに関する同意条項(以下「同意条項」と称します。)の特約として定めるものであり、会員は委託先および当社が、以下の個人情報を以下の目的で相互に提供し、利用することに同意します。なお、委託先および当社は個人情報の提供、利用にあたっては、個人情報保護のため適切な措置を講じるものとします。

1. 当社が委託先に提供する個人情報と委託先における利用目的

(1)提供する個人情報

イ. 入会申込書および入会後の届出書等に記載された、あるいは  
申告いただいた事項

ロ. 入会の事実および当社会員資格喪失の事実(理由を除く)

ハ. 本カード会員番号と有効期限

二. 本カードの利用情報(信用情報を除く)

## (2)利用目的

イ. 委託先所定の本カードに付帯する会員向け特典およびサービスの提供

## 2. 委託先が当社に提供する個人情報と当社における利用目的

### (1)提供する個人情報

イ. 委託先の会員たる資格喪失の事実

### (2)利用目的

イ. 当社会員管理

## 第6条(適用)

本特約に定めのない事項については、当社の会員規約または同意条項が適用されるものとし、本特約と当社の会員規約または同意条項の間で抵触があるときは、本特約が優先されるものとします。